

岡山県
神社庁

報 廳

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部会

〒703-8522 岡山市中区奥市3-22
TEL 086-270-2122
FAX 086-270-2123
<https://www.okayama-jinchou.jp/>



祝祭日には国旗
を掲げましょう



岡山県護國神社 母の像

終戦八十年を迎えて

岡山県護国神社宮司 河野 薫

本年は大東亜戦争終結から八十年という節目の年です。戦後生まれの国民が九割を占め、戦死者ご遺族も英霊の孫・曾孫の代となられ戦争の体験と記憶の風化が危惧されています。現在、当社には岡山県出身又は縁故ある英霊五六、七二八柱をお祀りしております。

「知っていますか、命をかけて私たちを守ってくれた人たちのこと」。これは全国護国神社會で作製したポスターに記載されている言葉です。

神社本庁にご協力いただき、皆様に英霊の声が届くようにと日本中に掲示をお願いしております。



知っていますか
命をかけて私たちが
守ってくれた人たちのこと

80

令和七年は終戦八十年

全国護国神社會
神社本庁

現在、日本は経済大国となり、世界に類のない長い平和と繁栄を享受しています。これも偏に、国命に従い国の将来や故郷を思い愛する人や家族の平安を祈りながら尊い身命を国家に捧げられた戦死者の犠牲の上に成り立っていることを決して忘れてはいけません。もし戦死した時には、国家としてその神霊を靖國神社にお祀りし、英霊として永遠に顕彰するという約束のもと戦地に赴かれました。

「靖國で逢おう」と散華された英霊に対し、国家で靖國神社を公的に尊ぶことは自明の道理です。国家が英霊をないがしろに扱えば誰が国の有事に尽くす気になるでしょうか。総理の靖國神社参拝は国民に道義を教示する大事なメッセージがあります。英霊の御心、また平和の尊さを次世代へ伝えていく確かな術となる筈です。

そのことが天皇陛下の御親拝を仰ぐ日に繋がるものと信じます。

戦争の記憶を継承し英霊の奉慰顕彰は国民の大切な責務です。当社の境内には「岡山平和祈念館」があり、英霊の遺影や遺徳を偲ぶ遺品・パネル等を展示し悲惨な戦争の実態、平和の尊さを次世代に語り継ぐ平和学習の場として整えられております。

また、母に幼児が抱かれ二人の子供が母に寄り添っている「母の像」(表紙写真)は、靖國神社の境内に建立されている「母の像」と同型の像で、高梁市出身の彫刻家である宮本隆氏の作です。戦争で夫を失うも遺児を抱えて力強く生き抜く母を表した像です。この地を訪れる多くの県民がこの像を仰ぎ見て、ご遺族のご苦勞を偲び、再びこの悲惨な体験をさせないようにと決意を新たにしていただき恒久平和を祈念する像です。多くの方に「ご参拝をいただき、英霊の命を掛けた思いの声を感じていただきたい」と思います。

天皇皇后両陛下におかれましては四月に硫黄島、六月に沖縄と広島へ行幸啓され戦死者慰霊の大切さ平和の尊さを国民に示されました。そして九月には長崎への訪問も予定されています。

当社では、令和七年十月六日の秋季例祭に併せ、終戦八十年臨時大祭を斎行いたします。終戦七十年と同様、天皇陛下より全国の護国神社に対し幣帛料が御下賜される予定です。当社には戦死者の合祀が概ね終了した終戦十五周年、二十周年から十年毎に下賜されています。英霊に特別の思召しを賜り、誠に有り難い極みでございます。多くの方にご参拝をいただき、国の礎となられた英霊の命を掛けた崇高な精神を知っていただき、不戦の誓いと世界平和への祈りを捧げていただきたいと思います。このことが、今上陛下の大御心に御応えすることであり、英霊の願いです。英霊を敬い感謝することは誇りある国づくりに繋がる大切な心です。

どうか、県内の各神社においても、祭典を通じて、多くの兵隊さんとはもとより、家族そして県民がどういふ思いで当社や氏神様でお祈りされたのか、当時に思いを馳せ自分置きかえて英霊の御心に触れ、戦争の悲惨さと命の大切さをお伝えいただき、英霊より託された尊い平和を護り推進する年となりますようご協力をお願い申し上げます。

神社庁長に藤山氏

副庁長に物部、福田両氏を選任



福田 真人
岡山県神社庁副庁長
羽黒神社 宮司



物部 明德
岡山県神社庁副庁長
石上布都魂神社 宮司



藤山 知之進
岡山県神社庁庁長
新庄八幡宮 宮司

庁長就任ご挨拶

岡山県神社庁庁長 藤山 知之進

去る三月十二日、毎年恒例の岡山県神社庁神殿祭が斎行されました。その後臨時協議委員会が開催され、任期満了による役員改選があり、再度岡山県神社庁庁長に選任され、四月一日に就任いたしました。

改めて身の引き締まる思いであります。同時に再任された物部明德副庁長、新任された福田真人副庁長、多少の入れ替わりもありましたが、役員共々向こう三年間、神社庁の舵取りを担ってまいります。皆様方の叱咤激励とご指導、ご協力をお願いいたします。

さて、一期目の三年間で掲げた目標中、完遂できたもの、あるいは継続して行わなければならないものもありました。その中で、岡山県神社庁のDX化については当初掲げた水準にほぼ達したと思っておりますが、新たに省力化できるものは引き続き検討していきたいと考えています。また、神職理事の定年につきましては、昨年末規程が成立いたしました。研修の充実、また後継者の育成については引き続き取り組んでまいります。

改選後三年間中の神社界の大きな出来

事は何と言っても神宮式年遷宮が具体的に動き始めた、ということでしょう。本年五月二日には山口祭・木本祭が斎行されました。また、六月三日には長野県木曾郡上松町の国有林山中で御杣始祭が斎行されました。私はその御杣始祭に岡山県神社庁庁長として参列が許されましたので、その様子を少し書いてみたいと思います。

今回は雨が予想され、それも多めに降るという天気予報であり、準備に不安を覚えました。具体的には雨合羽、長靴、トイレです。一応準備は整えて車で現地に入ったのですが、その不安は杞憂に終わりました。祭場は全面テントで覆われ、歩道は整備され、祭場入り口には簡易水洗トイレが設置されていました。集合場所から祭場へは山道をマイクロスチ台（参列者約三百名）で送迎（片道約四十分）してくださるのですが、最後の非舗装路は均され、小砂利が敷き詰められていました。これも神宮が整備したのだろうかと感心することしきり。祭場は内宮の祭場・外宮の祭場が二つ並べて舗設、その奥に御樋代木となる檜の大木が二本聳え立っています。午前十時の祭典開始前には黒田清子祭主様も席に着かれ、内宮・外宮それぞれ同じ内容の祭典が二回執り行われました。



祭典後愈々御樋代木の倒伐が行われ、一本につき七人の杵人が交替で斧のみで倒伐します。伝統的な「三ツ紐伐り」という切り方で斧をいれていきます。倒れるときの「割れ」

を防ぎ、倒れる方向を決められる伐り方だそうです(神宮は「倒れる」とは言わず「寝る」と言う)。まず向かって左側の内宮用の御樋代木が右斜め前方に「ギギーツ」という音とともに倒れ、続いて右側の外宮用の御樋代木が左斜め前方に音とともに倒れます。二本の木が×の形に重なるように倒すのが伝統だそうです。倒れた後の切り株の中心には檜の枝が刺さ

れ、これは「鳥総(とぶさ)立て」といい、山の神様を祀り感謝を申し上げる儀式だそうです。日本人は古くから神々に感謝をして暮らしてきました。その風習が今も受け継がれ、歴史の重みを感じる瞬間です。また、元と末の間

を頂く、という意味もあるそうです。祭典が始まってから約四時間もの間、黒田祭主様は最後まで坐ってご覧になっておられました。また、神宮の配慮で配られた「携帯カイロ」は、気温が下がる中重宝いたしました。

二十年前の御杵始祭は当時の湯浅正敬庁長が「好天に恵まれ暑くて汗をかいた」とおっしゃっていたのを覚えていますが、今回は雨が止むことなく降り続き、寒い御杵始祭でありました。二十年に一度の遷宮諸行事にたまたま庁長というポストにいて貴重な経験ができたことは誠に有り難い限りです。また、神宮におかれてはこの祭典実施のため、早くから多くの関係者が、細心の心配りをして様々な取り組みをされてきたのだろうと思います。上松町の方たちも「神宮様の式年遷宮に使われる御用材を伐り出すこと」を名誉なことと思ひ、全面的に協力、この日のために準備を進めてこられたのでしよう。我々は「この一日、この場所」に身を置くことしかできませんが、関わってこられた多くの人たちの努力に感謝し、二十年に一度の遷宮完遂に向けて努力してまいります。

令和七年

臨時協議員会

(議事報告)

令和七年三月十二日(水)

於 岡山県神社庁講堂

出席協議員 二十九名

決議事項

・役員改選(神職)

庁長

藤山知之進

副庁長

物部 明徳

理事

福田 真人

上月 良典

根石 俊明

西辻 嘉昭

高原 家直

高山 命之

内田 正之

岡本 正英

江見 明修

監事

本庁評議員

藤山知之進

物部 明徳

※任期

令和七年四月一日から令和十年

三月三十一日まで

申請任命料改定のお知らせ

1、任命料			※申請日7/1以降から適用
項 目	現 在	改 定	
本務宮司	¥20,000	¥10,000	
兼務宮司	¥15,000	¥5,000	
本務宮司代務者	¥15,000		
兼務宮司代務者	¥10,000		
本務禰宜・権禰宜	¥10,000		
兼務禰宜・権禰宜	¥5,000		
本務替	¥5,000		
初任用の本務宮司	¥30,000	¥10,000	
初任用の本務禰宜・権禰宜	¥20,000	¥5,000	

2、推薦料			※推薦日7/1以降から適用
大学、神職養成機関、階位検定講習会のための推薦書			
項 目	現 在	改 定	
1件につき	¥2,000	¥0	

3、身分認定料（神社本庁）	
項 目	現 在
特級	¥950,000
一級	¥400,000
二級上	¥280,000
二級	¥150,000

4、身分昇進手数料（神社庁）			※発令日7/1以降から適用
項 目	現 在	改 定	
特級	¥250,000	¥200,000	
一級	¥200,000	¥150,000	
二級上	¥150,000	¥100,000	
二級	¥100,000	¥70,000	

※納付は振込でお願いします

- 神社本庁評議員会報告（物部明德評議員）
- 令和六年度岡山県神社庁事業報告
総務、財務、教化、祭祀、研修企画、渉外
- 議案第一号 令和七年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案
・ 前回の協議員会で監事から意見

議 事

令和七年
定例協議員会
（議事報告）
令和七年六月二十四日（火）
於 岡山県神社庁講堂
出席協議員 二十九名

- その他
- ・ 岡山県神社庁設立八十周年記念式典について説明。
- ・ Zoomでの研修参加について要望。
- ・ LINE神職コミュニティのガイドライン希望。
- ・ 大阪万博のイベントで黄櫨染御袍が着用されたことへの対応確認。
- ・ 権正階基礎研修の参加希望者は現在八名（五名以上で開催）。
- ・ 関係者大会費の金額記載場所に誤りがあったため、庁報には修正後の予算を掲載する。
- ☆原案を一部修正して決議。

令和 6 年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条一号	岡山	龍之口八幡宮	権禰宜	有森美智子	倉敷都窪	阿智神社	宮司	新井 俊亮	新見	八幡神社	禰宜	長江 忠彦
	岡山	大神神社	宮司	有森 祥勝	御津	日吉神社	禰宜	菱川 充子				

責任役員・総代の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条二号	岡山	高藏神社	総代	平井 誠	御津	重岡神社	役員	佐藤 操	井笠	太宰神社	役員	山木 誠一
	倉敷都窪	春日神社	役員	赤木 正行	御津	重岡神社	総代	阿部 精一	吉備	西園神社	役員	横辺 和実
	倉敷都窪	熊野神社	役員	平野 豊彦	東備	八幡和氣神社	役員	小引 美次	吉備	吉備津神社	役員	脇本 三咲
	津山	徳守神社	総代	高山 圭史	東備	八幡和氣神社	役員	吉野 宏	吉備	總社	総代	金田 俊夫
	津山	久田神社	役員	瀬尾 五男	東備	天津神社	役員	佐藤 朗	吉備	總社	役員	平田 周志
	津山	大美彌神社	役員	藤田 啓治	東備	荒神社	総代	小林 京一	吉備	岩山神社	総代	圓堂 稔
	津山	高倉神社	役員	神田 昭吾	畠久上道西大寺	安仁神社	役員	藤原 誠一	高梁	御前神社	役員	田村 晴己
	津山	加茂神社	総代	池内 満祐	畠久上道西大寺	和田八幡宮	役員	大道寺 修	川上	八千戈神社	役員	宮本 善之
	津山	青柳神社	役員	年岡 照夫	畠久上道西大寺	豊原南島神社	役員	佐藤 俊和	川上	小坂神社	役員	西江 義則
	児島	宇野八幡宮	総代	伊藤 良和	畠久上道西大寺	立河神社	役員	中嶋 勲	新見	足立神社	役員	倉田 寿
	児島	新庄八幡宮	総代	古谷 悦男	畠久上道西大寺	北居都神社	総代	岩堂 健治	新見	岩山神社	総代	中川 辰夫
	児島	新庄八幡宮	総代	山本 崇志	畠久上道西大寺	鞆弁神社	役員	小橋 常夫	新見	大佐神社	役員	高橋 賢治
	児島	新庄八幡宮	総代	古谷 茂	井笠	八幡神社	役員	高田省一郎	真庭	木山神社	役員	福島 正明
	児島	鴻八幡宮	総代	堀尾 一弘	井笠	神島神社	総代	坂本 昭一	美作	十寸鏡神社	役員	藤井 衛
	玉島浅口	羽黒神社	役員	菊池 東	井笠	神島神社	役員	浜口 忠男	美作	西宮神社	役員	岡田 定久
	玉島浅口	日吉神社	総代	若松 剛至	井笠	神島神社	役員	前峠 晃	美作	杉神社	役員	森藤 和彌
	玉島浅口	安倉八幡神社	総代	佐藤三千秋	井笠	諏訪神社	総代	渡邊 勝美	美作	畑屋神社	役員	竜門 睦明
	御津	吉備津彦神社	総代	則武 盛仁	井笠	諏訪神社	役員	竹内 恵夫	久米	志呂神社	総代	下野 博
	御津	化氣神社	総代	葛原 堅司	井笠	鶴江神社	役員	藤井 俊一	久米	上山宮	総代	萩原 正美
三条	玉島浅口	諏訪神社	役員	友田 泰弘	井笠	山神社	役員	大山 芳孝				
	畠久上道西大寺	八幡宮	役員	入江 章雅	美作	瀧神社	役員	二宮 大次				

令和7年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和7年7月1日～令和8年6月30日)

歳入総額143,362,729円

歳出総額143,362,729円

歳入の部				
(単位: 円)				
科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)	
I 神 饌 及 幣 帛 料	750,000	750,000	0	
1 本 庁 幣	600,000	600,000	0	
2 神 饌 及 初 穂 料	150,000	150,000	0	
II 財 産 収 入	5,000	1,000	4,000	
III 負 担 金	36,920,000	36,920,000	0	
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,844,000	0	
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,230,000	0	
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,846,000	0	
IV 交 付 金	72,900,000	73,900,000	△ 1,000,000	
1 本 庁 交 付 金	1,500,000	1,500,000	0	
2 神宮神徳宣揚費交付金	71,000,000	72,000,000	△ 1,000,000	
3 本 庁 補 助 金	400,000	400,000	0	
V 寄 付 金	10,000	10,000	0	
VI 諸 収 入	6,980,000	7,066,000	△ 86,000	
1 表 彰 金	65,000	65,000	0	
2 預 金 利 子	5,000	1,000	4,000	
3 申 請 料・任 命 料	2,000,000	2,000,000	0	
4 会 費	4,110,000	4,700,000	△ 590,000	
5 雑 収 入	800,000	300,000	500,000	
VII 繰 入 金	1,300,000	1,300,000	0	
当 期 歳 入 合 計	118,865,000	119,947,000	△ 1,082,000	
前 期 繰 越 金	24,497,729	25,909,479	△ 1,411,750	
歳 入 合 計	143,362,729	145,856,479	△ 2,493,750	

歳出の部				
(単位: 円)				
科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)	
I 幣 帛 料	2,180,000	2,190,000	△ 10,000	
1 本 庁 幣	2,080,000	2,090,000	△ 10,000	
2 神 社 庁 幣	100,000	100,000	0	
II 神 事 費	400,000	400,000	0	
III 事 務 局 費	36,438,000	32,434,000	4,004,000	
1 表彰並びに儀礼費	1,500,000	1,500,000	0	
(1) 各 種 表 彰 費	500,000	500,000	0	
(2) 慶 弔 費	1,000,000	1,000,000	0	
2 会 議 費	200,000	200,000	0	
3 役 員 関 係 費	1,500,000	1,500,000	0	
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0	
(2) 地 区 会 議 関 係 費	120,000	120,000	0	
(3) 視 察 研 修 費	100,000	100,000	0	
4 給料及び福利厚生費	18,492,000	18,384,000	108,000	
(1) 給 料	9,672,000	9,564,000	108,000	
(2) 諸 手 当	6,100,000	6,100,000	0	
(3) 各 種 保 険 料	2,600,000	2,600,000	0	
(4) 職 員 厚 生 費	120,000	120,000	0	
5 庁 費	6,296,000	5,550,000	746,000	
(1) 備 品 費	796,000	500,000	296,000	
(2) 図 書 印 刷 費	1,400,000	600,000	800,000	
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,400,000	0	
(4) 水 道 光 熱 費	1,350,000	1,350,000	0	
(5) 通 信 運 搬 費	750,000	1,000,000	△ 250,000	
(6) 雑 費	600,000	700,000	△ 100,000	
6 交 際 費	1,100,000	1,100,000	0	
7 旅 費	2,000,000	2,800,000	△ 800,000	
8 維 持 管 理 費	1,500,000	1,200,000	300,000	
9 法 務 対 策 費	200,000	200,000	0	
10 神 社 関 係 者 大 会 費	850,000	0	850,000	
11 記 念 事 業 費	2,800,000	0	2,800,000	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 (△)
IV 指 導 奨 励 費	14,392,970	16,373,000	△ 1,980,030
1 教 化 事 業 費	6,821,330	7,162,000	△ 340,670
(1) 教 化 費	763,000	738,000	25,000
(2) 広 報 費	1,121,000	2,144,000	△ 1,023,000
(3) 事 業 費	1,400,580	889,000	511,580
(4) 神 宮 奉 賛 費	1,056,750	1,096,000	△ 39,250
(5) 育 成 費	2,480,000	2,295,000	185,000
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,500,000	5,200,000	△ 2,700,000
(1) 研 修 費	2,000,000	2,000,000	0
(2) 講 習 会 費	500,000	3,200,000	△ 2,700,000
3 祭 祀 研 究 費	1,730,640	1,420,000	310,640
4 各 種 補 助 金	3,341,000	2,591,000	750,000
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 楽 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 楽 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	30,000	0
(11) 教 諭 師 関 係 費	350,000	350,000	0
(12) 団 体 参 拝 補 助 金	200,000	200,000	0
(13) 道 路 地 域 神 社 活 性 化 助 成 金	500,000	500,000	0
(14) 地 区 大 会 等 援 助 金	950,000	200,000	750,000
V 各 種 積 立 金	6,610,800	6,594,600	16,200
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,450,800	1,434,600	16,200
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	0	0	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	0	850,000	△ 850,000
VII 負 担 金	24,746,480	24,566,300	180,180
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	300,300	300,300	0
2 本 庁 負 担 金	6,186,180	6,006,000	180,180
3 本 庁 特 別 納 付 金	15,000,000	15,000,000	0
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,960,000	0
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	300,000	0
VIII 渉 外 費	620,000	620,000	0
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	370,000	0
2 時 局 対 策 費	100,000	100,000	0
3 同 和 対 策 費	150,000	150,000	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	37,000,000	38,000,000	△ 1,000,000
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	6,900,000	6,900,000	0
1 頒 布 事 務 費	650,000	650,000	0
2 頒 布 事 業 奨 励 費	6,250,000	6,250,000	0
XI 予 備 費	14,074,479	16,928,579	△ 2,854,100
当 期 歳 出 合 計	143,362,729	145,856,479	△ 2,493,750
次 期 繰 越 金	0	0	0
歳 出 合 計	143,362,729	145,856,479	△ 2,493,750

※款内流用を認める
※表中の()内は補正予算額
※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。



神宮大麻頒布研修

吉備津彦神社の取り組み

教化委員会 神宮奉賛部会 前部長 小森 国彦

令和七年六月五日、吉備津彦神社において当部会部員を対象に、神宮大麻増頒布に関する研修を行った。吉備津彦神社では、近年神宮大麻の頒布に力を入れており、取り組む前よりも二倍以上の増頒布を実現している。

今から約十年前に取り組みを開始したが、初めの五年間は失敗の連続で、更にコロナ禍となり参拝者は減少していったが、その中でも参拝者に対し社頭講話や授与所での声掛けなどを強化していくことにした。その結果、参拝者との対話が増え、しだいに増頒布へと転じていった。

御神前では、御札や神宮大麻、家庭祭祀についての講話を行い、授与所では声掛けを行っている、御札や御守の扱いについての質問が相次ぎ、気軽に相談できる場所を授与所横に新たに設けて対応することにした。

研修では、実際の社頭講話などを職員総出で実践していただいた。職員はもとより、臨時奉仕者に至るまで、参拝者の質問にお答えできるよう徹底している。参拝者のお一人お一人と向き合い、御神徳を説いていくことこそが、教化の基本であり確実な方法であると改めて感じた研修となった。

令和6年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支部名	令和5年度			令和6年度頒布数								判定数			
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	8,973	9,163	9,300	8,255	172	91	8,518	▲455	22.60%	9,300	0	8,695	▲468	23.07%	1.021倍
02 倉敷都窪支部	12,388	12,909	13,610	11,407	653	136	12,196	▲192	53.59%	13,530	▲80	12,659	▲251	55.62%	1.038倍
03 津山支部	8,539	8,763	9,370	8,380	239	107	8,726	187	43.08%	9,370	0	8,953	190	44.20%	1.026倍
04 児島支部	14,519	14,773	14,519	14,100	355	92	14,547	28	48.96%	14,752	233	14,817	44	49.86%	1.019倍
05 玉島浅口支部	14,439	14,805	15,700	13,525	404	154	14,083	▲356	74.60%	15,200	▲500	14,439	▲366	76.49%	1.025倍
06 御津支部	9,997	10,799	10,041	8,784	622	209	9,615	▲382	131.14%	10,098	57	10,135	▲664	138.23%	1.054倍
07 東備支部	7,384	7,408	8,250	7,307	30	9	7,346	▲38	38.75%	8,250	0	7,370	▲38	38.88%	1.003倍
08 邑久上道西大寺支部	5,895	6,216	6,430	5,265	423	142	5,830	▲65	53.95%	6,350	▲80	6,184	▲33	57.22%	1.061倍
09 井笠支部	14,013	14,822	15,410	12,420	833	351	13,604	▲409	55.99%	14,910	▲500	14,372	▲451	59.15%	1.056倍
10 吉備支部	10,277	10,480	10,590	9,853	306	55	10,214	▲63	67.51%	10,365	▲225	10,422	▲58	68.88%	1.020倍
11 高梁支部	7,044	7,228	7,118	6,643	254	50	6,947	▲97	89.12%	7,110	▲8	7,124	▲104	91.39%	1.025倍
12 川上支部	2,351	2,510	2,464	2,108	192	61	2,361	10	86.80%	2,464	0	2,518	9	92.57%	1.066倍
13 新見支部	6,086	7,031	6,570	4,312	1,386	187	5,885	▲201	75.33%	6,340	▲230	6,765	▲266	86.60%	1.150倍
14 真庭支部	7,581	7,734	7,760	6,820	111	72	7,003	▲578	70.25%	7,860	100	7,131	▲603	71.53%	1.018倍
15 美作支部	7,510	7,859	7,580	6,691	394	166	7,251	▲259	65.77%	7,270	▲310	7,614	▲245	69.07%	1.050倍
16 英北支部	1,420	1,488	1,836	1,299	103	16	1,418	▲2	78.65%	1,736	▲100	1,486	▲2	82.39%	1.048倍
17 久米支部	6,019	6,440	6,951	5,176	641	100	5,917	▲102	78.41%	6,451	▲500	6,338	▲103	83.98%	1.071倍
合 計	144,435	150,424	153,499	132,345	7,118	1,998	141,461	▲2,974	55.59%	151,356	▲2,143	147,018	▲3,406	57.77%	1.039倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

神職氏が手作りした

干支の絵馬・工物の紹介

笹取神社（倉敷市連島町）



製作・めばえ保育園

世代間の想いを引き継ぎ作る干支絵馬

今年で七作目を迎えた笹取神社の干支絵馬。もともとは神社の女性部会が平成十九年より製作していたが、同会の高齢化、また干支が一周したタイミングで、縁のある「めばえ保育園」に依頼することになった。この様子は、地元のKCT（倉敷ケーブルテレビ）のニュースでも取り上げられた。

阿智神社（倉敷市本町）



製作・総代 榎野高夫

おみくじ結び所に設置した総代手作りの干支

「干支の絵ではなく、立体の動物にしたらおもしろいのでは」という、製作者から生まれたアイデア。今回の製作は二作目で、一匹を一本の丸太から彫り出し、前作よりも立体感や躍動感を追求した自信作。参拝者からは、「かわいい」や「ちよつとこわい」など、その反応は様々。今後は胴体の追加も考えている。



天津神社（備前市伊部）



製作・備前緑陽高等学校

生徒が図案から考えて製作した干支絵馬

備前緑陽高等学校の生徒に依頼し、授業の一環として製作された干支の絵馬。緑陽高等学校の先生に声掛けをしたことが製作のきっかけとなる。生徒自身で絵馬の図案を考え、一枚の絵馬に仕上げた力作。昨年末には、先生と生徒が参列して「絵馬奉納祭」を肅行。その様子は『山陽新聞』に掲載された。



御崎宮 (岡山市北区北方)



御前八幡宮 (玉野市御崎)

干支絵馬と干支焼物を製作

絵馬製作・瀬宜 堀田賀里

焼物製作・星島敬子

「六十歳になった時、お宮に何ができるかを考えた結果、絵馬を描こうと思った」と堀瀬宜。毎年、秋頃になると、地元の方から楽しみにされており、神社から見える大槌島に加え、牛玉と波で光と人生を表現した絵馬は好評を得ている。干支の焼物は、焼物を趣味とする星島敬子氏の製作で、今後の奉納にも期待。



宮司手作りの巨大干支張り子

製作・宮司 根石俊明

今から十四年前、参拝者を増やすために、干支の「張り子」(二メートル×一・五メートル×一メートル)を考案。毎年宮司自ら製作し、現在に至る。一年間展示され、展示用の小屋も宮司の自作。年末に製作しているため大変ではあるが、毎年続けることで恒例行事となり、楽しみにする方が年々増え、今年の正月も多くの参拝者が訪れ記念撮影をして喜ばれていた。

神社と地域、それぞれをつなぐ干支絵

製作・灘崎小学校迫川分校

昨年、現在地に鎮座してより三百年という記念すべき年を迎えた御崎神社。神社を次世代に継承していくための新たな試みとして、地元の迫川分校の生徒に干支絵を描いてもらった。神社意識の高揚、その意義の継承という願いを込めて、これを境内(拝殿横)に展示した。



御崎神社 (岡山市南区灘崎町)





和氣神社本殿と拝殿

クラウドファンディング を活用した神社の募財活動事例

教化委員会 広報部会 三谷真之

昨今、「クラウドファンディング」が注目を集めている。

消費者庁のホームページによれば、クラウドファンディングとは、「群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組合せた造語であり、取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人が、インターネットにプロジェクトページを掲載し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者から支援を集める仕組み」とされている。

神社本庁包括下の神社においても、クラウドファンディングを活用

し、神社の周年事業や社殿改修等の募財活動を行う事例が増えてきた。

岡山県和気郡和気町藤野鎮座・和気神社においても、令和六年にクラウドファンディングを利用し、本殿と拝殿を結ぶ「渡殿」建設のための募財活動を行い、七月一日から八月二十八日までの二か月で目標金額を集めることができた。

いわゆる「氏子離れ」が叫ばれる現代において、どのようにすれば、クラウドファンディングを活用した募財活動が可能となるのか。和気神社の小森国彦宮司にお話を伺った。

——なぜ、従来通りの氏子崇敬者から寄付を募る方法ではなく、クラウドファンディングを利用したのか教えてください。

令和五年に本殿と拝殿の改修事業を行いました。主な事業内容は、本殿と拝殿の屋根の葺き替えです。当社は氏子が二百三十世帯なので、この段階で「クラウドファンディングも活用したらどうか」との意見が寄せられておりました。幸いこの事業に関しては、何とか目標額を集めることができましたが、氏子の方に続けて寄付のお願い、というわけには

いかず、「渡殿」の建設工事はクラウドファンディングを活用することにしました。

——どのようにしてクラウドファンディングを始めたのでしょうか。

クラウドファンディングには、「READYFOR (レディーフォー)」という業者を利用しました。担当の方と何度も打ち合わせを行い、ホームページやチラシをつくり、返礼品の選定などを行いました。また、寄付をしていただける対象を



本殿と拝殿を結ぶ「渡殿」建築予定地

絞り込み、それらを総合的に考えて、クラウドファンディングの目標金額を設定しました。

今回利用した「All or Nothing」という方法では、寄付金額が目標に達しない場合、全て返金しなければなりませんので、かなり現実的な数字を目標にしました。

——実際にクラウドファンディングを開始した際の状況について教えてください。

クラウドファンディングのために制作したホームページに、和氣神社の総代長や地元企業の方の応援メッセージを掲載してもらい、境内にチラシを貼り、公式ホームページやSNSでも紹介したので徐々に認知度が高まっていったと思います。

また、氏子の方が社頭に寄付金を持って来ていただいたことがありました。現実問題として、インターネットを利用できない方も多くいらっしゃると思います。この場合は「代理支援」という形で、神社よりクラウドファンディングに入金することに対応ができました。

——和氣神社がクラウドファンディン

グを成功させるために行った工夫はありますか。

担当の方からのアドバイスで、地元の観光協会や商工会、関西の県人会で案内をさせてもらいました。また、クラウドファンディングで寄付を行ってくれた方には「返礼品」をお渡しするのですが、当社を崇敬する方の層に合わせて、御朱印帳や御守を選定いたしました。ただ、実際に寄付をしていたいただいた方の声を聞いてみると、返礼品の内容ではなく、当社への崇敬の念が大きかったと思います。

——今後、クラウドファンディングを活用しようと考えている方へアドバイスがあればお願いします。

当社の反省点としては、事前準備が遅れた点が挙げられます。やはり、クラウドファンディングを利用するのであれば、まずは入念な事前計画が大切になってくると思います。何回も続けて行えるものではありませんので。

また、ただ待っているだけでは寄付は集まりません。実行には周囲へのアプローチが重要になってくると思います。氏子や崇敬者への周知は

もちろん、自身の人脈を利用して、まずは周りを固めていく必要があります。それを実行したうえで、ようやく全国へ波及させていくことが現実になってくると思います。

クラウドファンディングの利用は非常に手間がかかりますが、広く寄付を募ることができ、誰でも利用できる媒体です。これにより、今までは違う人間関係も生まれ、今後の神道教化の幅を広げることも可能



小森国彦宮司による現地説明

になると思います。現実的に神社を維持していくための一つの手段として、クラウドファンディングの活用を検討してみてもいかがでしょうか。

■取材を終えて

今回、「クラウドファンディングを神社の募財に活用する」という事例について取材させていただいた。実例や感想を交えながらお話を伺えたため、非常に興味深い取材をすることができたと思う。

しかし、これらの事業は誰もが気軽に始めることはできず、現実的に実践できるのかという点においては、非常に難しいと思う。それでも、これからの神社運営においては、現実的な問題として、募財というものの考えの幅を広げる必要があると思う。また、これは一例であるが、令和四年に倉敷市の兼務神社において、責任役員・総代が主体となってクラウドファンディングを実践し、境内整備の費用を全額集めた事例もある。

このような事例を参考にしつつ、長期的な視点に立った神社護持の先例としてはいかがだろうか。

小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に政教分離の原則について説明していただきます。



岡山県神社庁
顧問弁護士
小林 裕彦
こばやし やすひこ

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

政教分離の原則(二)

―富平神社事件・空知太神社事件―

(相談)

憲法に政教分離の原則に関する規定があると聞きました。どのような規定なのでしょう。

(回答)

前号では、津地鎮祭判決を紹介し、政教分離の原則に関する最高裁判所

の基本的な考え方(国家が宗教との関わり合いをもつことを全く許さないとするのではなく、相当とされる限度を超えない限りでかわりをもつことを許容する)を紹介させていただきました。

本号では、政教分離の原則に関する裁判例として、津地鎮祭判決以外の裁判例を紹介します。

一、富平神社事件(最大判平成二十二年一月二十日民集六十四巻一 号百二十八頁)

市が神社の敷地となっている市有地を町内会に無償で贈与したことが政教分離の原則に反するかが争われた事案です。

最高裁判所は、無償贈与が是正措置(市有地を無償で神社敷地としての利用に供している状態を解消する)として行われた側面を指摘した上で、「本件譲与は、……我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるかわり合いをもたらすもの」ということはできず、憲法二〇条三項、八九条に違反するものではない」と判断しました。

二、空知太神社事件(最大判平成二十二年一月二十日民集六十四巻一 号一頁)

市が神社の敷地となっている市有地を無償で使用させていることが政教分離の原則に反するかが争われた事案です。

最高裁判所は、氏子集団が祭事に伴う建物使用の対価を町内会に支払うほかに、本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受していることを指摘した上で、「本件利用提供行為は、……我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法八九条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法二〇条一項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当する」と判断しました。

三、政教分離の原則に関する裁判所の考え方

裁判所は、国と宗教とがかわり合いをもつこと自体を否定せず、そのかわり合いの程度が許容される限度を超えた場合に憲法に反すると

考えていると思います。

空知太神社事件では、市有地を無償で提供し続けていたことが問題であって、適正な価格で取得する、適正な賃料を支払っている等の事情があれば、政教分離の原則に反すると判断されなかっただろうと思います。

トピックス

雅楽鑑賞会

令和七年一月二十九日・二月六日



岡山市立平島小学校



岡山市立可知小学校



岡山市立曽根小学校

この事業を開催した学校から、お札の手紙や手作りの記念品などが届いている。神道教化だけでなく心温まる交流も生まれていることに嬉しく思い魅力的な事業であると感じた。

令和七年四月二十一日、岡山プラザホテル（岡山市中区浜）において、第六十二回岡山県神社関係者大会が開催された。

第一部では演題「日本人の自然観」―持続可能な社会とは―と題し、まづ歌手の相川七瀬氏と三千年の未来会議理事長の中井徳太郎氏が講演を行い、その後、RKB毎日放送代表取締役専務取締役岩熊正道氏を加え

第六十二回岡山県神社関係者大会

令和七年四月二十一日



岡山市立幡多小学校



て鼎談が行われた。

その中で、日本人と自然との共生について外国と違う点は、人間が自然に手を加えることにより、制御ではなく共生を目指す点にあることや、日本人の自然観や精神性は、現代社会の目標である「持続可能な社会」を構築するうえで、大切にしなければならぬ感性であると言える。と述べられていた。

第二部式典では、神職、総代功勞者表彰、初任用神職への辞令交付などが行われ終了した。

今回は埼玉県からの参加者も含め募集定員である二十名が全員参加した。受講開始から時間が経つにつれ、たえずまいや所作が格段に良くなっていった。また、宮司の木山知香氏が女性であることから、参加者の心境にも良い影響があったのだと思う。この短時間に本物と見紛うほど成長していたことに驚いた。



第五回巫女体験研修 船川八幡宮（新見市新見）

令和七年六月七日

「ホームページを作ろう」

～初心者でも出来る神社の広報～

教化委員会 広報部会 粟井 洋 宛



がそれぞれ神社のホームページを作成する研修を行った。

今回は数あるサイトの中で、JIMDO（ジンドウ）というドイツ生まれのウェブサイト（日本語版はKDDIウェブコミュニケーションズが運営・提供）を使って作成を行った。JIMDOは初心者でも簡単に使うことができるweb上のホームページ作成ツールである。無料プランがあり、豊富なテンプレートのなかから好きなものを選択でき、アクセス解析も可能で、何より「直感的な操作」で作成できるのが最大の特徴であると感じた。

令和七年五月十五日、岡山県神社庁において、第二十一回神職教養研修会「ホームページを作ろう」～初心者でも出来る神社の広報～が開催され、四十名ほどが出席した。講師は、OCI株式会社管理部システム室室長の黒川正紀氏を招き、参加者

黒川先生が一通り説明された後、参加者の一人にモデルとなってもらいホームページ作成に取り掛かった。他の参加者も、その進行に合わせて、各自持参したPC（ノートパソコン、タブレット端末等）で作業

を行った。

先にも述べたように、各項目の設問に、選択肢の中から選んでいくという直感的な操作だけで、大枠は体裁を整えてくれる。まずは、ホームページの名前となる神社名の入力と、それに合わせた画像を選択する。次の項目として、例えば由緒、それに関する画像、また御祭神、それに関する画像、といったように選択していく。そして、神社所在地を入力すると、アクセスマップが貼り付けられ、問い合わせフォームもサツとできてくれるので、あつという間に神社のホームページが完成！という運びになる。文章や画像などをあらかじめ準備しておけば、完成までの所要時間は一時間半程度だった。最初から細かく作成していくのではなく、後で修正も可能なので、まずは大項目のみを作成していくのが素早く簡単に作成するコツかと思う。公開・非公開も選択できるので、修正途中は非公開にしておけば良いと思う。

昨今、何をするにしてもスマートフォン等で情報を検索する時代である。神社のホームページが無いというのは、例えるならば看板の無い会

社のようなものだ。簡単な内容でも、有るのと無いのでは雲泥の差である。まずは入門編として、他のサイトを通じてでも結構なので、ホームページを作成してみたいかがだろうか。

最後に一点注意事項として、ホームページを作成され、問い合わせフォームを設けた際は、そのフォローをしっかりとっていただく必要がある。問い合わせの内容を確認していないことになれば信用を落とし逆効果になるので、気を付けてほしい。



神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
7・1・1	玉野市番田	亀山八幡宮	禰宜	尾崎 友香
7・1・23	備前市日生町日生	春日神社	禰宜	財津 祥子
7・1・25	真庭市台金屋	大宮神社	禰宜	森本 瑞葉
7・2・17	真庭市若代	八幡神社	宮司	上田 敬介
7・2・20	美作市土居	土居神社	禰宜	松原 安穂
7・3・6	倉敷市下津井	祇園神社	宮司	赤星あかり
7・3・6	瀬戸内市長船町東須恵	美和神社	宮司	池畑 和史
7・3・18	岡山市東区中尾	熱田八幡宮	禰宜	三宅 知範
7・4・1	総社市福谷	姫社神社	宮司	小橋 道典
7・4・1	岡山市北区吉備津	吉備津神社	権禰宜	太田 裕基
7・5・1	笠岡市笠岡	稻荷神社	禰宜	江本 武宣
7・5・1	新見市哲多町矢戸	八幡神社	宮司	長江 忠彦
7・5・1	新見市哲多町老栄	天満神社	宮司	長江 俊忠
7・6・6	倉敷市児島下の町	鴻八幡宮	宮司	河本 昌樹

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
6・12・10	真庭市宮地	天神社	宮司	柴床 博仁
7・2・6	倉敷市玉島乙島	戸島神社	権禰宜	桑野 孝子
7・2・16	真庭市若代	八幡神社	禰宜	上田 敬介
7・2・19	美作市江見	江見神社	禰宜	松原 安穂
7・3・5	備前市佐山	殿上西神社	宮司	矢野 浩子

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
7・3・5	瀬戸内市長船町東須恵	美和神社	禰宜	池畑 和史
7・3・5	倉敷市下津井	祇園神社	宮司	赤星 光紀
7・3・5	倉敷市下津井	祇園神社	権禰宜	赤星あかり
7・3・15	久米郡美咲町江与味	八幡宮	禰宜	杉田 節子
7・3・31	倉敷市真備町岡田	東園神社	宮司	小橋 道典
7・3・31	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	横山 亮
7・3・31	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	渡邊はづき
7・4・30	新見市哲多町矢戸	八幡神社	宮司	長江 俊忠
7・5・12	小田郡矢掛町矢掛	矢掛神社	宮司	鳥越 充久
7・6・5	倉敷市児島下の町	鴻八幡宮	宮司	河本 貞紀
7・6・5	倉敷市児島下の町	鴻八幡宮	禰宜	河本 昌樹
7・6・23	高梁市備中町	八幡神社	権禰宜	西江 喜代
7・6・27	津山市下田邑	田神社	禰宜	杉山 正彦

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
7・2・20	真庭市台金屋	大宮神社	宮司	森本 茂樹	三級	55

閉庁のお知らせ

令和七年八月十五日

令和七年十一月六日～七日（中国地区神社庁職員研修）

令和七年十二月二十九日～令和八年一月四日（年末年始）

庁 務 日 誌 抄

令和6年12月1日～令和7年6月30日

12月	
2日	月次祭／女子神職会／事業部会
3日	広報部会
11日	神青協創立75周年奉告祭
16日	祭儀部会
17日	教化委員会役員会
26日	神青協三役会

1月	
6日	新年祭
24日	事業部会（曾根小学校他）
27日	神青協役員会
28日	身分選考表彰委員会／役員会／事業部会（護國神社他）
29日	事業部会
30日	祭祀舞部会

2月	
3日	月次祭
4日	総務委員会
5日	研修企画室会議
6日	敬神婦人会監査会及び役員会
12日	神政連岡山県本部選挙対策委員会
13日	浦安の舞研修会
17日	女子神職会／神宮奉賛部会／事業部会
19日	育成部会
21日	神殿祭習礼
25日	神道行法部会

3月	
3日	月次祭
4日	浦安の舞研修会
7日	神政連講演会及び懇親会
10日	広報部会
11日	祭儀部会
12日	神殿祭／臨時協議員会
25日	祭式研修会
26日	身分選考表彰委員会／神青協三役会
28日	女子神職会
31日	神宮奉賛部会

4月	
1日	月次祭
2日	役員会／岡山県神社関係者大会企画委員会
3日	神青協役員会
8日	伊勢神宮崇敬会岡山県本部監査会及び役員会評議員会
10日	神楽部監査会及び役員会
14日	岡山県敬神婦人連合会総会／祭祀舞部会
15日	神青協総会
16日	女子神職会
17日	祭祀委員会役員会
21日	岡山県神社関係者大会
22日	教化委員会役員会
23日	祭儀部会
28日	事業部会（船川八幡宮）
30日	雅楽部会

5月	
1日	月次祭
7日	育成部会
14日	神青協三役会
15日	神職教養研修会「HPを作ろう」
16日	財務委員会
19日	祭祀舞部会
21日	神青協三役会
22日	祭儀部会
26日	雅楽研修会
28日	役員会／身分選考表彰委員会
29日	支部長懇話会（邑久上道西大寺支部）1日目
30日	支部長懇話会（邑久上道西大寺支部）2日目

6月	
2日	月次祭
3日	女子神職会
5日	神宮奉賛部会（吉備津彦神社）
6日	事業部会（船川八幡宮）
9日	祭祀舞部会
14日	初任神職研修会 1日目
15日	初任神職研修会 2日目
16日	教育関係神職協議会
21日	初任神職研修会 3日目
22日	初任神職研修会 4日目
23日	神道行法部会
24日	協議員会／岡山県神社関係者大会企画委員会
25日	祭式研修会／育成部会
26日	広報部会



ここで写真のようになりますが、ご紹介いたします。最後にいたしました前広報部会が担当いたします。三

た皆様は、本号十から十一頁に掲載しました「クラウドファンディングを活用した神社の募財活動事例」ですが、前号から掲載が延期になったため、その間に「渡殿」が完成しました。

あとがき

庁報第一三九号を発行するに当たり、原稿をお寄せくださ

た皆様は、本号十から十一頁に掲載しました「クラウドファン

ディングを活用した神社の募財活動事例」ですが、前号から

掲載が延期になったため、その間に「渡殿」が完成しました。

ここで写真のようになりますが、ご紹介いたします。最後に

いたしました前広報部会が担当いたします。三

年間、ありがとうございます。

前広報部員一同